

平成27年11月 5日

野洲市議会議長 梶山幾世様

提出者 野洲市議会議員

丸山敬二

賛成者 野洲市議会議員

山本剛

議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例案に対する修正動議の提出について

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び野洲市議会会議規則第17条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する条例案に対する修正動議

第1条中「野洲市小篠原2203番1ほかにおける」を削る。

(修正理由)

本条例案は、野洲市立病院の整備及び運営に係る資金を捻出するための基金を設置することを目的としたものであり、市が整備する(仮称)野洲市民病院の位置は、その設置条例の中で示すものであって、あえて本基金条例に明記する必要はない。